



# 学齢期の福祉サービス のご案内



# 学齡期の福祉サービスの 利用について

1. 障害者手帳について
2. 障がい福祉サービスについて



# 1. 障害者手帳について

- (1) 障がい児とは？
- (2) 障害者手帳とは？
- (3) 障害者手帳の申請方法は？
- (4) 障害者手帳を持つとどうなる？



## (1) 障がい児とは？

「児童福祉法」という法律で規定されている「障がい児」とは以下のとおりです。

児童とは、満18歳に満たない者で、

- ①身体に障がいのある児童
  - ②知的障がいのある児童
  - ③精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）
  - ④難病指定を受けている児童
- のことをいいます。



## (2) 障害者手帳とは？

障がいのある人が様々なサービスを利用するために必要な手帳で、滋賀県知事が交付します。

- 《手帳の種類》
- ①身体障害者手帳
  - ②療育手帳
  - ③精神障害者保健福祉手帳

## (3) 障害者手帳の申請方法は？

各種申請書に、医師の診断書・意見書などを添えて、障がい者自立支援課（①身体、②療育）か健康推進課（③精神）まで申請してください。



## (4) 障害者手帳を持つとどうなる？

手帳の等級によって異なりますが、様々な給付を受けることが可能です。

### ▽主な給付

- 福祉医療費助成制度（障がいマル福）の利用
- 福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付
- おむつ、タクシー・燃料費の助成券の交付
- 公共施設、バス、JRの割引
- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給
- 市県民税、所得税、自動車関係の税の減免・軽減



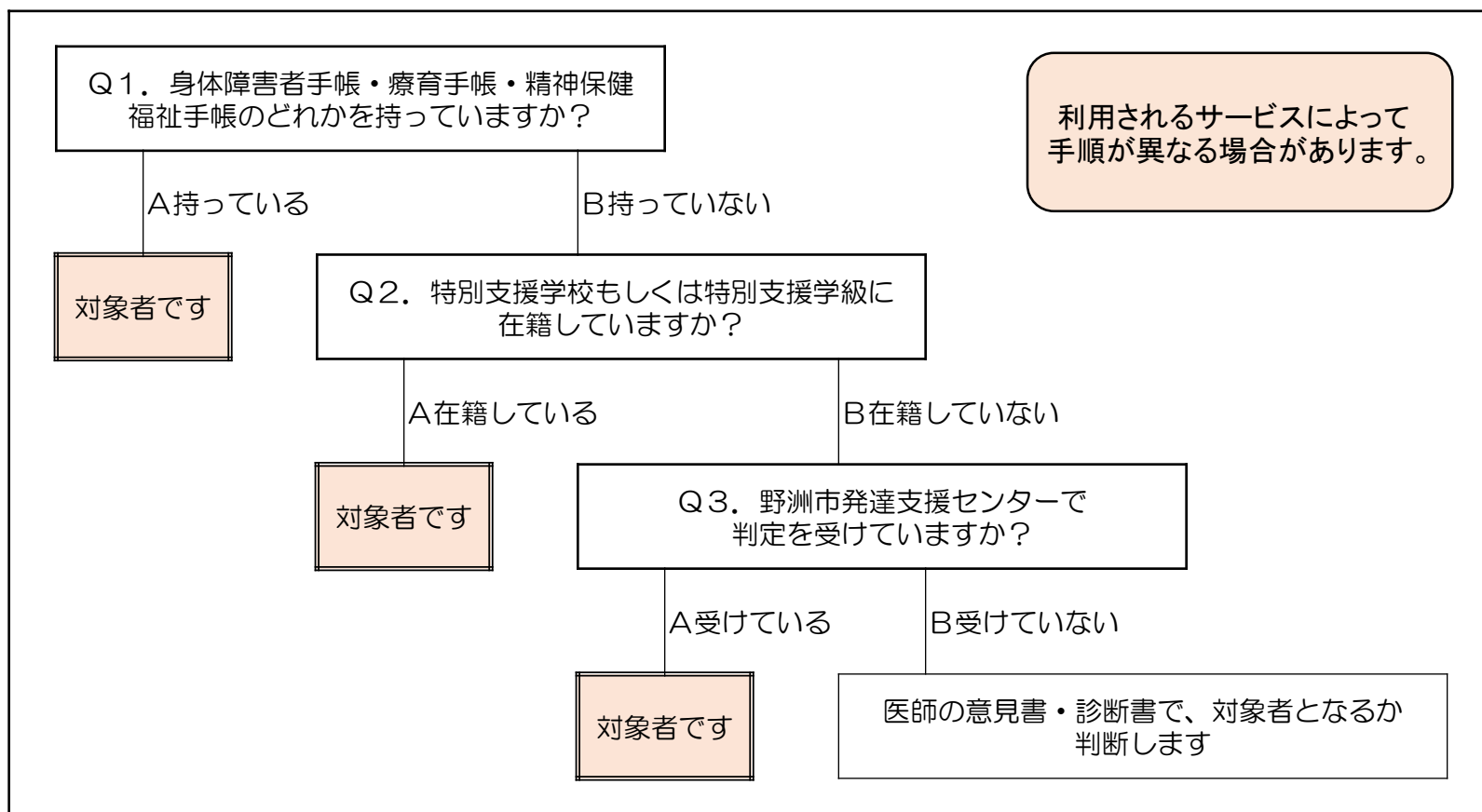
## 2. 障がい福祉サービスについて

- (1) 利用できるのはどんな子？
- (2) 利用できるサービスの種類は？
- (3) 利用料ってどれくらいかかるの？
- (4) 利用したいと思ったら・・・？
- (5) その他の支援について



# (1) 利用できるのはどんな子？

18歳未満の利用者の場合は、下記の手順で対象者となるか判断します。







## (2) 利用できるサービスの種類は？

- 障害者総合支援法に基づき、障がいのある子どもから大人を対象に、必要と認められた福祉サービスや福祉用具の給付や支援を受けることができます。
- 実施主体は主に市区町村、都道府県などの地方公共団体です。

### 【児童が対象となる主なサービス】

給付の種類	サービス名	サービス内容
障害児 通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。（未就学児）
	放課後等 デイサービス	授業終了後または夏休み等の休業中に、生活の能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を行います。（就学児）
	保育所等 訪問支援	在園する心身の発達に障がい、またはその疑いのある児童およびその保護者や園の職員に対し、訪問支援員が市内の保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。



### (3) 利用料ってどれくらいかかるの？

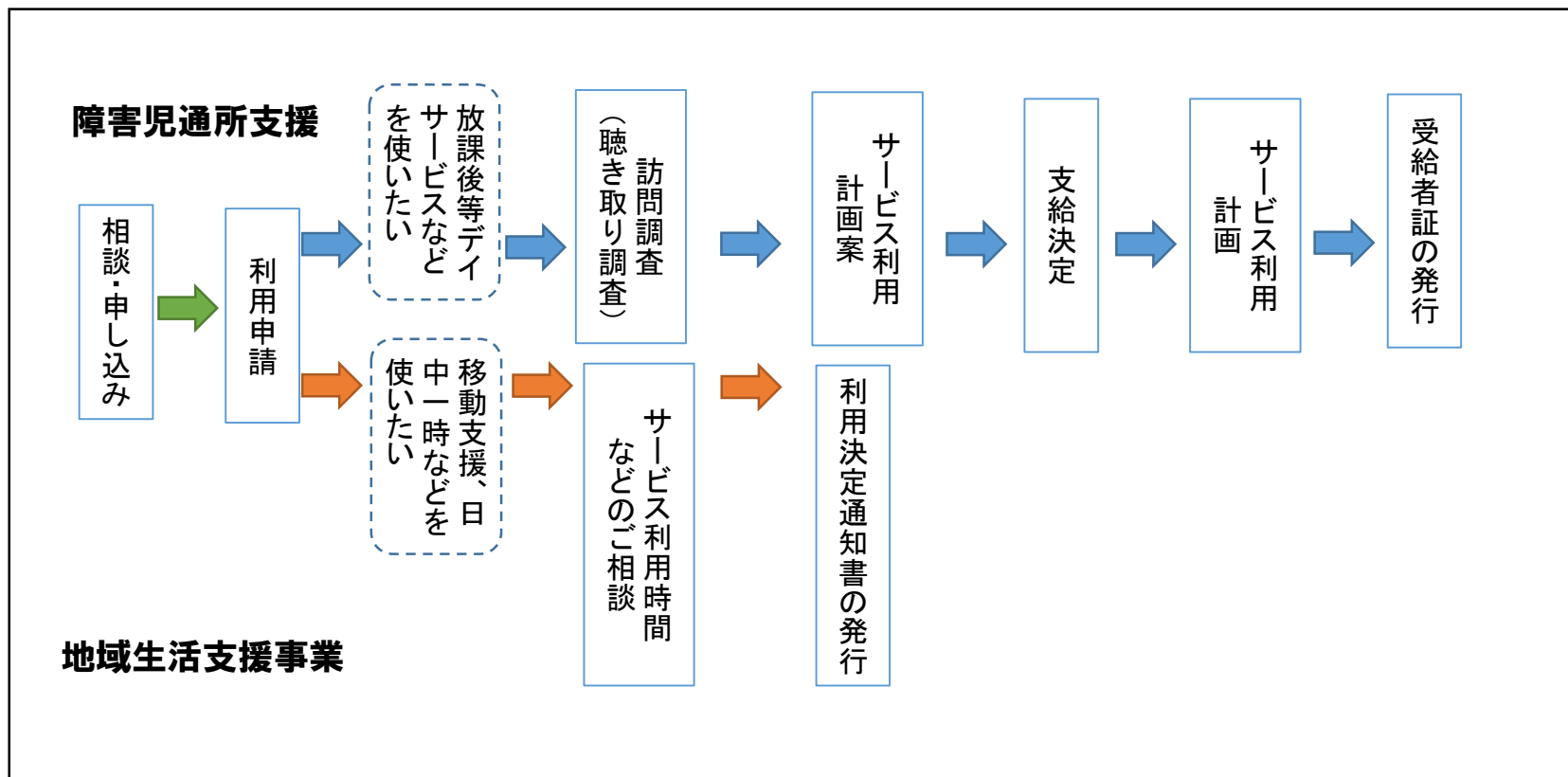
- 障害福祉サービスを利用した時の利用者負担
  - サービスを利用した場合、原則費用の1割を支払います。但し、負担が重くなりすぎないように所得に応じて支払う費用の上限が決められています。
  - 障害者総合支援法の世帯の範囲…18歳未満は住民票の世帯員全員

所得区分		負担上限額（月額）	
一般2		住民税課税世帯（一般1に該当する人を除く。）	37,200円
一般1		在宅または20歳未満の施設入所者で住民税課税世帯＜所得割16万円（障がい児（注※）にあつては28万円）＞未満の人。	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
低所得	低所得2	住民税非課税世帯(低所得1に該当する人を除く。)	0円
	低所得1	住民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	
生活保護		生活保護受給世帯	



## (4) 利用したいと思ったら…

- 利用の流れは下記を参考にしてください。
- 利用についての相談・申請は、障がい者自立支援課で受け付けています。





## (5) その他の支援について

### ■日中一時支援事業

障がい者等の見守りや日常的な訓練等または家族の就労支援や休息のために、障がいがある人等に一時的な日中活動の場を提供します。

### ■ホリデースクール事業

市内に居住する特別支援学級または特別支援学校に通う障がいのある児童・生徒が夏・春期休暇中、びわこ学園医療福祉センター野洲等に通所して、創作活動などを行います。

### ■移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等について、次の外出時等においてヘルパーがマンツーマンまたはグループでの支援を行います。

(1) 社会生活上必要な外出時の移動支援

(2) 余暇活動等社会参加のための外出時の移動支援